

秋田市民俗芸能伝承館機械設備等保守点検業務仕様書

秋田市民俗芸能伝承館機械設備等保守点検業務の委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき、当該設備の保守点検業務を行うものとする。

1 業務目的

秋田市民俗芸能伝承館の機械設備および受水槽設備を安全かつ良好な状態に保つことを目的とする。

2 履行場所

秋田市大町一丁目3番30号 秋田市民俗芸能伝承館

3 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 対象業務

(1) 機械設備

空調機設備（パッケージエアコン、ファン類、換気扇、ポンプ類、ヘッダー、送風ファン等）

ア 運転準備時の点検整備

清掃、点検、整備、フィルター清掃等

イ 運転終了後の点検整備

清掃、点検、整備、水抜き、フィルター清掃等

(2) 受水槽設備

5 業務の体制

(1) 乙は、訓練された技術者を派遣し、別表点検内容について当該設備の点検を行い、甲に報告するものとする。

(2) 乙は、当該設備の法定点検、定期点検等を詳細別記により行い、監督官庁への届出書類の作成も代行するものとする。

(3) 乙は、当該設備に障害が生じた旨甲から通報があったときは、速やかに必要な措置を取るものとする。

6 業務の報告

当該設備の保守点検報告は、点検後速やかに行うものとする。

7 派遣監督技術者

乙は、業務に際して、次の者を配置することとする。

- (1) 日常点検技術者
保守点検業務に5年以上の経験および能力を有する者
- (2) 定期点検技術者
当該設備の点検整備に必要な資格を有する者

8 業務関係書類の提出

乙は、業務に際して次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 有資格者証の写し（有資格者による点検が必要な場合）
- (2) その他必要と認める書類

9 経費の負担

経費の負担については次のとおりとする。

- (1) 甲の負担する経費
 - ア 新規取替を要する部品、その他消耗品
 - イ 保守作業に要する電気、水等の光熱水費
- (2) 乙の負担する経費
 - ア 人件費、事務費、その他委託業務に必要な費用
 - イ 故意または過失により設備を破損した場合の費用

10 遵守事項

乙は、業務に際し次の事項を遵守すること。

- (1) 作業実施にあたっては、当該施設の業務に支障をきたさないこと。
- (2) 技術者は、常に規律を守り品位を保ち、当該施設の利用者に不快な印象を与えないこと。
- (3) 火災、盗難および事故防止に十分注意し、安全に作業を行うこと。

秋田市民俗芸能伝承館機械設備等保守点検業務 点検内容

対象	項目	点検内容	回数	機種
機械設備	空調機設備 空冷式 パッケージ	<p>(運転データ) 高圧・低圧スイッチ、運転電圧・電流吐出、 吸込温度 (電装関係) 圧縮機の絶縁抵抗、総合の絶縁抵抗、 圧縮機・送風機の過負荷リレー、 電磁弁・四方弁、クランクケースヒーター、 押釦類 (各部点検) 蒸発器、凝縮器、膨張弁、各部ガス漏れ検査、 ファン (水及びその他) 外観、フィルター、ドレン関係、異常及び振動音</p>	<p>(点検調整) 3/年 (清掃) 2/年</p>	<p>三菱重工 (室外機) 各 1 FDCRP2802HLX FDCRSP3352HLXB FDCRSP2803HLXY FDCRSP4503HLX FDCRSP2243HLXTA (室内機) EDTP562LX 3台 EDTP712LX 2台 FDTP902LXB 4台 FDRP1403LX 2台 FDU2243LX 2台 FDTP563LXD 1台 FDTWP453LXD 2台</p>
受水槽設備	受水槽	<p>槽内さび・沈査、槽内異物・亀裂 ボールタップ、満減水装置、はしごの状況 マンホール・オーバーフロー管、通気管 水抜管、槽周辺の状況、 水質試験 (硝酸性窒素、塩素イオン、有機物 過マンガン酸ナトリウム 消費量等) 従事者の腸内細菌検査</p>	<p>(点検調整) 水質検査 清掃含 1/年</p>	<p>6 m³ 1 槽 F R P 製</p>